

館林地区消防組合水防協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 11 月 4 日

館林地区消防組合
管理者 多田 善宏

館林地区消防組合条例第 9 号

館林地区消防組合水防協議会条例の一部を改正する条例

館林地区消防組合水防協議会条例（昭和 55 年館林地区消防組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項第 5 号中「東日本電信電話株式会社」を「NTT 東日本株式会社」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 7 月 1 日より適用する。